日調連発第１５８号
令和４年９月１２日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律における被用者保険の適用事業所について（連絡）

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律が本年 10 月 1 日から施行されることにより、土地家屋調査士を含む 12 士業において常時 5 人以上を雇用している個人事業所については、厚生年金保険・健康保険の強制適用事業所になるため、同保険への加入が必要となります。

ついては、厚生労働省年金局事業管理課長から上記の周知について別添のとおり依頼がありましたので、本年 9 月 20 日（火）までに貴会会員へ周知いただきたく、ご協力をお願いします。

なお、厚生年金保険法施行規則第 13 条により、本年 10 月 1 日付けで新たに適用事業所となる事業所の事業主においては、5 日以内の日本年金機構への届出が義務付けられておりますことを申し添えます。

令和４年８月 15 日

日本土地家屋調査士会連合会会長　殿

厚生労働省年金局事業管理課長

厚生年金保険・健康保険の適用拡大に係る協力依頼について

平素より年金事業にご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、貴会におかれましてもご承知のとおり、厚生年金保険・健康保険制度において、適用事業所となる事業所に士業を加える旨の改正法が令和４年 10 月に施行され、土地家屋調査士の業務を営む個人事業所においても、常時５人以上の従業員を使用する場合は、厚生年金保険・健康保険の適用対象となります。

厚生労働省・日本年金機構では、当該改正に際して適正な適用を図ってまいりたいと考えており、士業の皆様へ向けた周知のためのチラシを別添のとおり作成いたしました。

貴会におかれましては、当該チラシについて、貴会会報、ホームページ、会員向けメール等により貴会会員に周知をしていただけますと大変幸甚です。

何卒、ご高配をいただけますようお願いいたします。

（別添）

厚生労働省から法律改正のお知らせ

法律・会計に係る業務を行う士業のみなさまへ

令和４年１０月から５人以上の従業員を雇用している士業の個人事業所は社会保険への加入が必要です。

■令和４年１０月から、常時５人以上の従業員を雇用している士業の個人事業所については、厚生年金保険・健康保険の強制適用事業所になります。

■強制適用事業所になると、対象となる従業員の方を被保険者にする必要があります。

■新規適用届、被保険者資格取得届等の届出が必要となります。

適用の対象となる士業

弁護士　沖縄弁護士　外国法事務弁護士　公認会計士　公証人　司法書士
土地家屋調査士　行政書士　海事代理士　税理士　社会保険労務士　弁理士

被保険者となる方

■適用事業所となる場合、以下の方は厚生年金保険・健康保険の被保険者となります。

①正社員の方

②パート・アルバイト等のうち、１週間の所定労働時間および１ヶ月の所定労働日数が正社員の４分の３以上である方

※厚生年金保険は、原則７０歳に達するまでの加入となります。
※外国人であっても加入要件を満たした場合、国籍を問わず被保険者になります。

■個人事業所の事業主の方は厚生年金保険・健康保険の被保険者になりません。ご注意ください。

■士業の個人事業所に係る社会保険の加入について、詳しくは日本年金機構ＨＰをご覧ください。
（https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2021/20211118.html）

ひと、くらし、みらいのために 厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

日本年金機構 Japan Pension Service

個人事業所の適用に関するQ&A

Q1　社会保険への加入に必要な届出は何ですか？

A　日本年金機構（事業所の所在地を管轄する事務センター等）に「新規適用届」と「被保険者資格取得届」の提出が必要です。この他、「被扶養者異動届」などが必要になる場合もあります。申請に関する詳細については、
日本年金機構HPをご参照ください。
（https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/tekiyo/jigyosho/20150311.html）

また、提出には是非電子申請をご利用ください。
（https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html）

〔新規適用の手続〕〔電子申請〕

Q2　「常時５人以上の従業員」にはどのような従業員が含まれますか？

A　正社員に加え、週の所定労働時間及び月の所定労働日数が、同じ事業所で同様の業務に従事している正社員の３／４以上の従業員となります。
（従業員には、パート・アルバイトを含みます。）

※日々雇い入れられる方などの「常時使用される」者でない場合は、含まれません。詳しくは、日本年金機構HPをご参照ください。
（https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/tekiyo/jigyosho/20150518.html）

Q3　共同代表の場合、社会保険の手続きはどのようになりますか？

A　従業員と雇用契約を締結している代表者が、その雇用している従業員の人数などの雇用状況に応じて、事業主として手続きを行います。なお、代表者が連名で従業員と雇用契約を締結している場合は、代表者間で調整の上、いずれかの者を事業主とすることとなります。

Q4　従業員が他の事務所と兼業しています。適用になりますか？

A　従業員が社会保険の適用となるかどうかは、それぞれの適用事業所ごとに判断します。具体的には、適用事業所ごとに週の所定労働時間及び月の所定労働日数が同じ事業所で同様の業務に従事している正社員の３／４以上かどうかで判定します。

※複数の適用事業所で適用となる従業員は、資格取得届と同時に二以上事業所勤務届を提出する必要があります。

Q５　令和４年１０月より前に適用事業所になることはできますか？

A　従業員の半数以上が同意し、事業主が申請して厚生労働大臣の認可を受けた場合、適用事業所になることができます。詳しくは、日本年金機構HPをご確認ください。
（https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/tekiyo/jigyosho/20150310.html）

Q６　既に社会保険の任意適用事業所となっているときは届出が要りますか？

A　事業所が令和４年９月30日時点で社会保険の任意適用事業所であるときは、必要な届出が異なります。具体的には次のとおりです。

①厚生年金保険及び健康保険の任意適用事業所である場合

届出は不要です。

②厚生年金保険のみ任意適用事業所である場合

健康保険について、事業所の「新規適用届」と従業員の「被保険者資格取得届」が必要となります。ただし、令和４年10月１日前から国民健康保険組合の被保険者であった方で、同日以降も引き続き国民健康保険組合の被保険者となることを希望する場合は、健康保険の「被保険者資格取得届」に代えて、14日以内に健康保険の「適用除外承認申請書」が必要となります。

③健康保険のみ任意適用事業所である場合

厚生年金保険について、事業所の「新規適用届」と従業員の「被保険者資格取得届」が必要となります。

※厚生年金保険及び健康保険のいずれも任意適用事業所ではない場合

Ｑ１の答えのとおり必要な届出を行ってください。
ただし、健康保険については、令和４年10月１日前から国民健康保険組合の被保険者であった方で、同日以降も引き続き国民健康保険組合の被保険者となることを希望する場合は、健康保険の「被保険者資格取得届」に代えて、14日以内に健康保険の「適用除外承認申請書」が必要となります。

詳しくは**「ねんきん加入者ダイヤル」**までお気軽にご相談ください

ねんきん加入者ダイヤル

０５７０－００７－１２３（ナビダイヤル）
０３－６８３７－２９１３（０５０から始まる電話でおかけになる場合）
・受付時間：　月～金曜日：午前８時３０分～午後７時　　第２土曜日：午前９時３０分～午後４時
※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日から1月3日はご利用いただけません。

（事業主のみなさまへ）
年金を受給しながら働いている従業員の方々への周知のお願い

適用拡大に係る老齢厚生年金の支給停止に関する経過措置

１．障害者または長期加入者の特例対象者への経過措置

老齢厚生年金を受給している65歳未満の方のうち、障害者（障害厚生年金の１級から３級に該当する障害の程度にある方）または長期加入者（厚生年金保険の被保険者期間が44年以上ある方）であることにより特別支給の老齢厚生年金の定額部分が支給されている方が厚生年金保険の被保険者になると、年金の定額部分（加給年金額が加算されているときは加給年金額も含む。）が全額支給停止となります。

これについては、社会保険の適用拡大に伴う経過措置が設けられており、令和４年９月30日以前から上記特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給している方で、同日以前から引き続き同じ事業所で働いている方が、士業の適用拡大により令和４年10月１日から新たに被保険者となった場合は、**「障害者・長期加入者特例に係る老齢厚生年金在職支給停止一部解除届」を提出することで、年金の定額部分を引き続き受給することができます。**

※この経過措置は令和４年10月１日付けで新たに被保険者資格を取得したことが要件となるため、被保険者の資格取得年月日について適切に届出いただきますようお願いいたします。

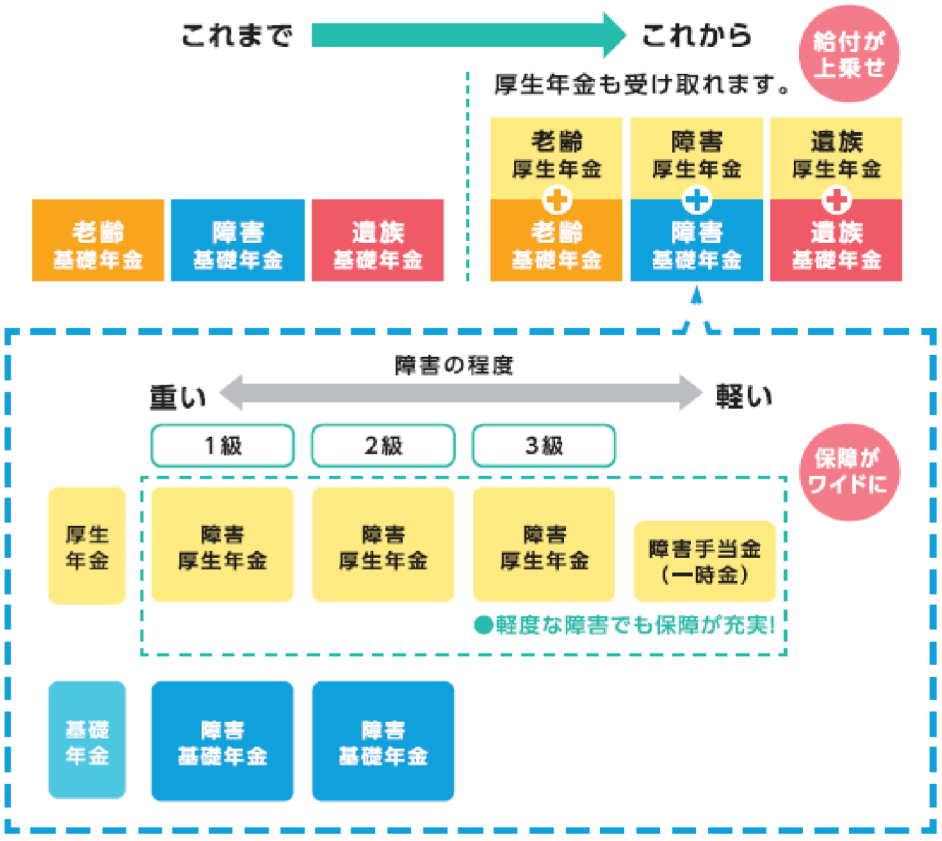
２．経過措置に関する手続き

経過措置の対象となる方が、「障害者・長期加入者特例に係る老齢厚生年金在職支給停止一部解除届」を年金事務所へご提出いただくことで、年金の定額部分を引き続き受給することができますので、従業員の方々への周知をお願いいたします。

被用者保険の適用拡大のメリット

メリット 年金

年金の3つの保障が充実！
年金が“2階建て”になり
保障がワイドになります！



メリット 医療

あんしんの医療保険がさらに充実！

傷病手当金



病休期間中、
給与の2/3相当を支給

出産手当金



産休期間中、
給与の2/3相当を支給



適用拡大特設サイト

https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/index.html

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

日本年金機構
Japan Pension Service